

職員の懲戒処分について（令和2年11月16日教育委員会議定例会）（議案第26号関係）

No.	1
処分年月日	令和2年11月16日
処分の種類	停職5月
処分の理由	<p>生徒に対する不適切な言動</p> <p>(概要) 被処分者は、平成26年5月頃から平成27年8月頃までの間、顧問を務める運動部の生徒1名に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年5月、大会前に理由も言わずに帰宅させ、生徒1人だけ練習をさせなかった。 ○ 平成26年7月と8月の県内の大会のとき、生徒1人だけ移動バスに寄せなかった。 ○ 平成26年9月と平成27年8月の市町村内の大会のとき、生徒が選手であるにもかかわらず、1人だけ選手用バスに乗せず、応援団が乗るバスで移動させた。 ○ 平成26年9月と平成27年8月の市町村内の大会において、生徒を選手が待機する場所ではなく、応援団席で選手以外の生徒と一緒に応援させ、そこから競技に参加させた。 ○ 平成26年9月と平成27年8月の市町村内の大会参加の際に、他の選手には行ったタイムテーブルの説明を行わず、プログラムや選手用の参加要項を渡さなかった。 ○ 平成27年8月の練習の際、当該教諭の指示で練習に参加させていないにもかかわらず、「練習に来ない」など、事実とは異なる内容を他の生徒等に伝えた。など、18件の不適切な言動を行い、生徒を退部に至らしめた。 <p>この他に、その運動部に所属していた他の生徒3名に対しても、不適切な言動により退部に至らしめた。</p>
事件発生日	平成26年5月頃から平成27年8月頃
被処分者の年齢	57歳
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	中学校
被処分者の職	教諭
備考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)